

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
彦岐市	石田地区 (本村触・南触・石田西触・石田東触・印通寺浦・妻ヶ島・池田東触・池田西触・池田仲触・筒城西触・筒城東触・筒城仲触・山崎触・久喜触・湯岳興触・湯岳射手吉触)	R2.3.24	R4.1.14

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	567.31 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	369.96 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	288.66 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34.51 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.45 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.475 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>石田地区は、集落営農法人9法人（農事組合法人 本村・南、原風、石田東、池東、五月、池西ファーム、池田仲下、一支いき、興生産組合）が活動している。</p> <p>認定農業者は肉用牛主体の経営が多く、葉たばこや施設園芸の経営体も多い。</p> <p>また、21型圃場整備区域は大区画されており、高度な農地利用が展開されている。しかしながら、基盤整備地区以外については、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、後継者が不在となり出し手となる農地が多くなる可能性もあるため、法人化した経営体を中心に農地の効率的利用を推進していく必要がある。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>本村触の農地利用は、集落営農法人の（農）本村・南を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>南触の農地利用は、集落営農法人の（農）本村・南を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>石田西触の農地利用は、集落営農法人の（農）原風を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>石田東触の農地利用は、集落営農法人の（農）石田東を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

印通寺浦の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

池田東触の農地利用は、集落営農法人の（農）池東を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

池田西触の農地利用は、集落営農法人の（農）五月、（農）池西ファームを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

池田仲触の農地利用は、集落営農法人の（農）池田仲下、（農）一支いきを中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

筒城西触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

筒城東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

筒城仲触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

山崎触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

久喜触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯岳興触の農地利用は、集落営農法人の（農）興生産組合を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯岳射手吉触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、104筆 123,148㎡となっている。
共同化に向けた取り組み 21型圃場整備地区では9集落営農法人による共同作業や機械の共同利用が行われている。
農地中間管理機構の活用方針 21型圃場整備地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
後継者・新規参入者確保に向けた取組方針 農業従事者の減少を見据え、後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
基盤整備への取組方針 地区全体で、小規模な基盤整備は検討・推進する。 池田仲地区において、基盤整備事業の実施について検討中である。
新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、集落営農法人を中心に収益性の高いたまねぎや高菜などの園芸作物の生産に取り組んでいる。
鳥獣被害防止対策の取組方針 —